

■入札説明書等の修正版の新旧対照表 (平成 27 年 11 月 19 日公表)

○入札説明書

箇所	修正前 (平成 27 年 10 月 23 日公表)	修正後 (平成 27 年 11 月 19 日公表)
40 頁 別紙 3 (3)-7)- ア	$\text{減額金額} = \left( \frac{\text{サービス購入料 B} \sim \text{G の 合計金額 (当該年度の年額)}}{\text{レベル 3 の状態の延べ発生日数}} \right) \times \frac{\text{レベル 3 の状態の延べ発生日数}}{365} \times \alpha$	$\text{減額金額} = \left( \frac{\text{サービス購入料 B} \sim \text{G の 合計金額 (当該年度の年額)}}{\text{レベル 1 の状態の延べ発生日数}} \right) \times \frac{\text{レベル 1 の状態の延べ発生日数}}{365} \times \alpha$

○要求水準書

箇所	修正前 (平成 27 年 10 月 23 日公表)	修正後 (平成 27 年 11 月 19 日公表)
16 頁 第 2 3-(2)-オ) -②	(略) なお、コスト及び収支管理の状況については、各施設の状況が分かるよう <u>年度業務報告書</u> に記載することとし、県の要求に応じて適切に報告すること。	(略) なお、コスト及び収支管理の状況については、各施設の状況が分かるよう報告書としてとりまとめ、各事業年度の最終日より 3 ヶ月以内に <u>県</u> に報告すること。
30 頁 第 4 3 中会議室 映像・音響設備	(略) ・国際会議の開催ができるようにデジタル赤外線方式の同時通訳装置(常設で 8 カ国語)を <u>大会議場</u> の全エリアで導入できる設備とし、分割した場合でも各室で使用できるようにすること。	(略) ・国際会議の開催ができるようにデジタル赤外線方式の同時通訳装置(常設で 8 カ国語)を <u>中会議場</u> の全エリアで導入できる設備とし、分割した場合でも各室で使用できるようにすること。
34 頁 第 4 5 屋内多目的広場 映像・音響設備	(略) ・国際会議の開催ができるようにデジタル赤外線方式の同時通訳装置(常設で 8 カ国語)を <u>大会議場</u> の全エリアで導入できる設備とし、分割した場合でも各室で使用できるようにすること。	(略) ・国際会議の開催ができるようにデジタル赤外線方式の同時通訳装置(常設で 8 カ国語)を <u>屋内多目的広場</u> の全エリアで導入できる設備とし、分割した場合でも各室で使用できるようにすること。

<p>35 頁 第 4 7 駐車場 主な施設性能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車 400 台<u>程度</u>（うち障害者等用 6 台以上含む）を確保すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車 400 台<u>以上</u>（うち障害者等用 6 台以上含む）を確保すること。</li> </ul>									
<p>35 頁 第 4 7 駐車場 駐車ます車路等</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>入車路と出車路が対向するような駐車ますの配置は避けること。</u></li> <li>・車路は一方通行とすること。</li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>駐車ますは、入車及び出車が安全・円滑にできる配置とすること。</u></li> <li>・車路は<u>原則として</u>一方通行とすること。</li> </ul>									
<p>47 頁 第 6 2 (1)-オ) -② 道路設計図書</p>	<p>○予備設計図書 (略)</p> <table border="1" data-bbox="383 639 1211 788"> <tr> <td>パース</td> <td>10 部</td> <td>鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー</td> </tr> <tr> <td>什器備品リスト及びカタログ</td> <td>4 部</td> <td>A3 ファイル綴じ</td> </tr> </table>	パース	10 部	鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー	什器備品リスト及びカタログ	4 部	A3 ファイル綴じ	<p>○予備設計図書 (略)</p> <p style="text-align: center;">削除</p>			
パース	10 部	鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー									
什器備品リスト及びカタログ	4 部	A3 ファイル綴じ									
<p>47 頁 第 6 2 (1)-オ) -② 道路設計図書</p>	<p>○詳細設計図書 (略)</p> <table border="1" data-bbox="383 917 1211 1018"> <tr> <td>パース</td> <td>10 部</td> <td>鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー (実施設計に併せ修正)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="383 1066 1211 1214"> <tr> <td>什器備品リスト及びカタログ</td> <td>4 部</td> <td>A3 ファイル綴じ</td> </tr> <tr> <td>地質調査資料</td> <td>4 部</td> <td>A4 ファイル綴じ</td> </tr> </table>	パース	10 部	鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー (実施設計に併せ修正)	什器備品リスト及びカタログ	4 部	A3 ファイル綴じ	地質調査資料	4 部	A4 ファイル綴じ	<p>○詳細設計図書 (略)</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">削除</p>
パース	10 部	鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー (実施設計に併せ修正)									
什器備品リスト及びカタログ	4 部	A3 ファイル綴じ									
地質調査資料	4 部	A4 ファイル綴じ									

<p>48 頁 第 6 2 (1)-オ) -③ 水路設計図書</p>	<p>○予備設計図書 (略)</p> <table border="1" data-bbox="383 248 1211 395"> <tr> <td>パース</td> <td>10 部</td> <td>鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー</td> </tr> <tr> <td>什器備品リスト及びカタログ</td> <td>4 部</td> <td>A3 ファイル綴じ</td> </tr> </table>	パース	10 部	鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー	什器備品リスト及びカタログ	4 部	A3 ファイル綴じ	<p>○予備設計図書 (略)</p> <p>削除</p>			
パース	10 部	鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー									
什器備品リスト及びカタログ	4 部	A3 ファイル綴じ									
<p>48 頁 第 6 2 (1)-オ) -③ 水路設計図書</p>	<p>○詳細設計図書 (略)</p> <table border="1" data-bbox="383 571 1211 671"> <tr> <td>パース</td> <td>10 部</td> <td>鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー (実施設計に併せ修正)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="383 719 1211 866"> <tr> <td>什器備品リスト及びカタログ</td> <td>4 部</td> <td>A3 ファイル綴じ</td> </tr> <tr> <td>地質調査資料</td> <td>4 部</td> <td>A4 ファイル綴じ</td> </tr> </table>	パース	10 部	鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー (実施設計に併せ修正)	什器備品リスト及びカタログ	4 部	A3 ファイル綴じ	地質調査資料	4 部	A4 ファイル綴じ	<p>○詳細設計図書 (略)</p> <p>削除</p> <p>(略)</p> <p>削除</p>
パース	10 部	鳥瞰×2、正面×2 : A3 カラー (実施設計に併せ修正)									
什器備品リスト及びカタログ	4 部	A3 ファイル綴じ									
地質調査資料	4 部	A4 ファイル綴じ									
<p>74 頁 第 8 3 (1)-エ)</p>	<p>(略)</p> <p>エ) 県が提供する「施設予約システム」について県がソフトウェアの更新等を実施する場合は、その対応について協力すること。</p>	<p>(略)</p> <p>削除</p> <p>※以降見出し記号繰り上げ</p>									

○様式集（ワード）

箇所	修正前（平成 27 年 10 月 23 日公表）	修正後（平成 27 年 11 月 19 日公表）		
4 頁 2-(5)-4) 提案内容に関する提出書類	(略)	(略)		
	(様式 5-2-2) 入札価格内訳書（年度別）	A-4 4 枚	(様式 5-2-2) 入札価格内訳書（年度別）	A-4 3 枚
	(略)	(略)		
	(様式 8-6) 使用料金提案	A-3 2 枚以上	(様式 8-6) 使用料金提案	A-4 任意
	(様式 8-7) 使用料金収入の考え方	A-4 2 枚以内	(様式 8-7) 使用料金収入の考え方	A-4 任意
	(略)	(略)		
	(様式 10-1-2) 利便向上事業 長期収支計画表（提案する場合のみ）	A-3 任意	(様式 10-1-2) 利便向上事業 長期収支計画表（提案する場合のみ）	A-3 1 枚
	(略)	(略)		
(様式 10-2-2) 民間提案施設事業 長期収支計画表（提案する場合のみ）	A-3 任意	(様式 10-2-2) 民間提案施設事業 長期収支計画表（提案する場合のみ）	A-3 1 枚	
(略)	(略)			
(様式 11-6) 環境保全計画	A-4 1 枚以内	(様式 11-6) 環境保全計画	A-4 2 枚以内	

○様式集（エクセル）

箇所	修正前（平成 27 年 10 月 23 日公表）	修正後（平成 27 年 11 月 19 日公表）
様式 8-8	(18 行の項目) 消耗品費	(18 行の項目) 光熱水費

○事業契約書（案）

箇所	修正前（平成 27 年 10 月 23 日公表）	修正後（平成 27 年 11 月 19 日公表）
事業仮契約書 鑑	(略) 2 事業場所 奈良県三条大路一丁目（県営プール跡地及び奈良警察 晝跡地）	(略) 2 事業場所 奈良県三条大路一丁目（県営プール跡地及び奈良警察 署跡地）
第 17 条第 2 項	2 事業者は、 <u>事業期間中</u> 、統括管理責任者を継続して配置し、本施 設に常駐させるとともに、県が主催する委員会又は会議等に出席さ せなければならない。	2 事業者は、 <u>本施設の供用開始時から事業期間終了日までの間</u> 、統 括管理責任者を継続して配置し、本施設に常駐させるとともに、県 が主催する委員会又は会議等に出席させなければならない。
第 21 条第 1 項	(略) (2) 四半期総括書 当該四半期の <u>翌月末</u> まで	(略) (2) 四半期総括書 当該四半期の <u>最終月の翌月の 10 日</u> まで
第 69 条第 4 項	4 (略) 但し、 <u>本条例で定める範囲を超える使用料金への改定を</u> しようとする場合には、本条例の変更の可否を含め、県と事業者で 協議を行うものとする。	4 (略) 但し、 <u>本条例で定める範囲を超える使用料金への改定をし</u> ようとする場合には、本条例の変更の可否を含め、県と事業者で協 議を行うものとする。
第 82 条第 1 項	第 82 条 本事業契約の締結日以後、本引渡日までの間において、第 <u>110</u> 条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令 等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した 場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断し た場合、県は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをと ることができる。	第 82 条 本事業契約の締結日以後、本引渡日までの間において、第 <u>92</u> 条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における 法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断 した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判 断した場合、県は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれか をとることができる。

第 83 条第 1 項	第 83 条 本事業契約の締結日以後、本施設（民間提案施設を除く。以下本条において同じ。）の事業者から県に対する引渡しまでの間において、第 110 条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から 60 日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、同条項にかかわらず、事業者へ通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。	第 83 条 本事業契約の締結日以後、本施設（民間提案施設を除く。以下本条において同じ。）の事業者から県に対する引渡しまでの間において、第 94 条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から 60 日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、同条項にかかわらず、事業者へ通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。
第 86 条第 1 項	第 86 条 本引渡日以後において、第 110 条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約等（引渡後）の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。	第 86 条 本引渡日以後において、第 92 条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約等（引渡後）の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。
第 87 条第 1 項	第 87 条 本引渡日以後において、第 110 条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から 60 日以内に本事業契約等（引渡後）の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、同条項にかかわらず、事業者へ通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。	第 87 条 本引渡日以後において、第 94 条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から 60 日以内に本事業契約等（引渡後）の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、同条項にかかわらず、事業者へ通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。
別紙 1	(略) 40. 事業年度 毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。但し、最初の事業年度は、本事業契約の締結日から平成 33 年 3 月 31 日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の 4 月 1 日から事業期間の終了日までをいう。	(略) 40. 事業年度 毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。但し、最初の事業年度は、本事業契約の締結日から平成 29 年 3 月 31 日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の 4 月 1 日から事業期間の終了日までをいう。

<p>別紙 4</p>	<p>(略)</p> <p>1. 設計及び建設期間中</p>	<p>(略)</p> <p>1. 設計及び建設期間中</p> <p>(1) <u>工事保険 ; 工事内容により、建設工事保険または組立保険または土木工事保険またはこれらの組み合わせによることも差し支えない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保険契約者</u> 事業者又は建設企業</li> <li>・ <u>被保険者</u> 事業者、建設企業、設計企業、工事監理企業及びそのすべての下請負・受託業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む）並びに県を含む</li> <li>・ <u>保険の目的</u> 本工事にかかる工事の目的物（新築、増改築、補修工事を含む）、工事用材料、仮工事、工事用仮設備、建設用機械設備、ただし、工事用仮設備及び建設用機械設備についてはその所有者またはリース業者等が別途付保している場合はこの限りでない。</li> <li>・ <u>保険金額</u> 工事目的物の完成価格（消費税を含む再調達価格）とし、撤去・解体工事費用は除く。ただし、工事用仮設備、建設用機械器具については新調達価格とする。</li> <li>・ <u>保険期間</u> 解体撤去工事着工時から県に対する完成引き渡し時まで</li> <li>・ <u>その他保険条件</u> 水災害危険担保条件、地震危険担保条件（ただ</li> </ul>
-------------	--------------------------------	--

		<p>し、地震保険金額は工事保険金額の1%以上とする)、一部使用火災危険担保条件、県及び県の役職員に対する求償権不行使条件</p> <p>(2) 請負業者賠償責任保険 ; 上記工事保険契約の特約として「損害賠償責任担保特約条項」を付帯することも差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保険契約者</u> 事業者又は建設企業</li> <li>・ <u>被保険者</u> 事業者、建設企業、設計企業、工事監理企業及びそのすべての下請負・受託業者（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む）並びに県を含む</li> <li>・ <u>保険の内容</u> 本工事（新築、増改築、補修、撤去・解体工事を含む）の遂行に伴って発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、既存施設への来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保</li> <li>・ <u>保険金額</u> 対人1名1億円以上、1事故10億円以上、対物1事故5億円以上</li> <li>・ <u>保険期間</u> 基礎工事着工時から県に対する完成引き渡し時まで</li> <li>・ <u>その他保険条件</u> 被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、県の所有・使用又は管理する既存構築物に対する賠償損害担保条件、管理下財物損害担保条件、漏水危険担</li> </ul>
--	--	--



	<p>2. 維持管理・運営期間中</p>	<p style="text-align: right;"><u>保条件、突発的な環境汚染賠償損害担保条件</u></p> <p>(3) <u>生産物賠償責任保険</u> ; 毎年ごとの契約更新も差し支えない</p> <p style="text-align: center;"><u>い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保険契約者</u> 事業者又は建設企業</li> <li>・ <u>被保険者</u> 事業者、建設企業、設計企業、工事監理企業及びそのすべての下請負・受託業者</li> <li>・ <u>保険の内容</u> 工事目的物の完成引き渡し後の工事（新築、増改築、補修工事を含む）の目的物の瑕疵に起因して発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保</li> <li>・ <u>保険金額</u> 対人・対物共通で、1事故及び期間通算で2億円以上</li> <li>・ <u>保険期間</u> 工事目的物の県に対する完成引き渡し時から最低2年間の瑕疵担保期間</li> <li>・ <u>その他保険条件</u> 被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、クレームメイド(保険求償)条件、対人・対物共通保険金額設定条件</li> </ul> <p>2. 維持管理・運営期間中</p> <p>(1) <u>請負業者賠償責任保険</u> ; 本事業契約における維持管理業務及び運営業務等の請負・受託業務遂行に起因する第三者賠</p>
--	----------------------	--

		<p><u>償損害を担保するものとし、ビルメンテナンス業者賠償責任損害、警備業者賠償責任損害をもあわせ担保するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保険契約者</u> 事業者又は維持管理企業若しくは運営企業</li> <li>・ <u>被保険者</u> 事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負・受託業者並びに県を含む</li> <li>・ <u>保険の内容</u> 本事業契約にかかる維持管理業務及び運営業務等の請負・受託業務の遂行に伴って発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、施設への来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保</li> <li>・ <u>保険金額</u> 対人1名1億円以上、1事故10億円以上、対物1事故5億円以上</li> <li>・ <u>保険期間</u> 維持管理業務及び運営業務の請負・受託業務の開始時から本事業契約の終了時まで、ただし、保険契約は毎年ごとの契約更新も差し支えない</li> <li>・ <u>その他保険条件</u> 被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、既存物件に対する賠償損害担保条件、管理下財物損害担保条件、漏水危険担保条件、突発的な環境汚染賠償損害担保条件</li> </ul> <p>(2) <u>施設管理者賠償責任保険</u> ； 本件事業契約における維持管理・運営業務の対象となる施設及び施設内の昇降機設備等（民間提案施設を除く）の所有、使用、管理・運営業務遂行</p>
--	--	---

		<p style="text-align: center;"><u>に起因する第三者賠償損害を担保する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保険契約者</u>      <u>事業者または施設維持管理・運営業務再受託 企</u> <u>業</u></li> <li>・ <u>被保険者</u>      <u>事業者、施設維持管理・運営業務再受託企業およ</u> <u>びそのすべての下請負業者、並びに、県を含む</u></li> <li>・ <u>保険の内容</u>      <u>本事業契約にかかる維持管理・運営業務の遂行に</u> <u>伴って発生した第三者（県及び県の役職員、通</u> <u>行者、近隣居住者、施設への来場者、見学者等）</u> <u>に対する対人・対物賠償損害を担保</u></li> <li>・ <u>保険金額</u>      <u>対人1名1億円以上、1事故10億円以上、対物1</u> <u>事故5億円以上</u></li> <li>・ <u>保険期間</u>      <u>施設維持管理・運営業務の開始時から本事業契</u> <u>約の終了時まで、ただし、保険契約は毎年ごと</u> <u>の契約更新も差し支えない</u></li> <li>・ <u>その他保険条件</u>   <u>被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保</u> <u>険者に対する求償権不行使条件、既存物件に対</u> <u>する賠償損害担保条件、漏水危険担保条件、突</u> <u>発的な環境汚染賠償損害担保条件</u></li> </ul> <p>(3) <u>生産物賠償責任保険</u> ； <u>毎年ごとの契約更新も差し支えな</u> <u>い。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保険契約者</u>      <u>事業者又は運営企業</u></li> <li>・ <u>被保険者</u>      <u>事業者、運営企業及びそのすべての下請負・受</u> <u>託業者</u></li> <li>・ <u>保険の内容</u>      <u>本施設（民間提案施設を除く）の維持管理・運営</u></li> </ul>
--	--	---

		<p>期間中、事業者、運営企業又はその下請負・受託業者販売した物品、提供した飲食物の瑕疵に起因する第三者（県及び県の役職員、来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保</p> <p>・保険金額 対人・対物共通で、1事故及び年間通算で2億円以上</p> <p>・保険期間 運営業務開始時から本事業契約の終了時まで、ただし、保険契約は毎年ごとの契約更新も差し支えない</p> <p>・その他保険条件 被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、クレームメイド(保険求償)条件、対人・対物共通保険金額</p> <p>※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。</p>
--	--	---

○定期建物賃貸借契約に係る条件規定書（案）

箇所	修正前（平成 27 年 10 月 23 日公表）	修正後（平成 27 年 11 月 19 日公表）
13-2	<p>次の各号に掲げる事由のいずれかが乙に存する場合には、甲は、本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙において手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引の停止処分があったとき。</p> <p>(2) 乙において破産手続、会社更生手続又は民事再生手続の開始その他の法的整理手続の開始の申立てがあったとき。</p> <p>(3) 乙が差押、仮処分競売・保全滞納等の強制執行申立を受けた</p>	<p>次の各号に掲げる事由のいずれかが存する場合には、甲は、本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 甲の責めに帰すべき事由以外の事由により基本協定又は事業契約が解除等により終了したとき</p> <p>(2) 乙において手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引の停止処分があったとき。</p> <p>(3) 乙において破産手続、会社更生手続又は民事再生手続の開始その他の法的整理手続の開始の申立てがあったとき。</p> <p>(4) 乙が差押、仮処分競売・保全滞納等の強制執行申立を受けた</p>

	<p>とき。</p> <p>(4) 乙が次に掲げるいずれかに該当するとき。</p> <p>(略)</p> <p>(5) その他本契約を継続し難い重大な背信行為が乙又は落札者にあったと甲が認めるとき。</p>	<p>とき。</p> <p>(5) 乙が次に掲げるいずれかに該当するとき。</p> <p>(略)</p> <p>(6) その他本契約を継続し難い重大な背信行為が乙又は落札者にあったと甲が認めるとき。</p>
13-3	基本協定又は事業契約が解除等により終了した場合には、本契約も当然に終了するものとする。	<p>削除</p> <p>※以降条記号繰り上げ</p>
新 13-4	なし	<p>13-4</p> <p>甲は、13-3 の規定による本契約の解除日を乙に書面で通知する。</p>
新 13-5	なし	<p>13-5</p> <p>乙は、甲の責めに帰すべき事由により基本協定又は事業契約が解除等により終了したときは、本契約を解除することができる。</p>
14-2	14-1 の規定により本契約を解約するときは、甲乙協議の上、解約の日を決定するものとする。この協議に当たっては、15 の規定により、乙が観光振興施設を原状に復し、甲に返還するために必要な期間を考慮するものとする。	14-1 の規定により本契約を解約するときは、甲乙協議の上、解約の日を決定するものとする。この協議に当たっては、15 の規定により、乙が観光振興施設を原状に復し、甲に返還するために必要な期間を考慮するものとする。 <u>この場合に甲及び乙に生じた増加費用又は損害については、それぞれ自らこれを負担するものとする。</u>
15-1	乙は、存続期間の満了、13-1 ないし 13-3 の規定による解除若しくは終了又は 14-1 の規定による解約により本契約が終了するとき（14-1 の規定による解約の場合は、甲が原状回復を求める場合に限る。以下本 15 において同じ。）は、自己の費用をもって、観光振興施設の転借	乙は、存続期間の満了、13-1 ないし 13-3 <u>又は 13-5</u> の規定による解除若しくは終了又は 14-1 の規定による解約により本契約が終了するとき（14-1 の規定による解約の場合は、甲が原状回復を求める場合に限る。以下本 15 において同じ。）は、自己の費用をもって、観光振興

	人を退去させ、乙が設置した造作等の観光振興施設内に存する物を収去し、存続期間の満了日（13-1 ないし 13-3 又は 14-1 の規定による場合にあっては甲の指定する期日又は甲乙が協議して定める期日）までに観光振興施設につき原状に復して、甲に返還しなければならない。（略）	施設の転借人を退去させ、乙が設置した造作等の観光振興施設内に存する物を収去し、存続期間の満了日（13-1 ないし 13-3 <u>若しくは 13-5</u> 又は 14-1 の規定による場合にあっては甲の指定する期日又は甲乙が協議して定める期日）までに観光振興施設につき原状に復して、甲に返還しなければならない。（略）
15-3	本契約が 13-1 ないし 13-3 の規定により解除若しくは終了される場合又は 14-1 の規定により解約される場合には、乙は、解除・終了又は解約時から速やかに観光振興施設の返還に必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。	本契約が 13-1 ないし 13-3 <u>又は 13-5</u> の規定により解除若しくは終了される場合又は 14-1 の規定により解約される場合には、乙は、解除・終了又は解約時から速やかに観光振興施設の返還に必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。
17-1	<u>17-1 損害賠償・補償</u>	17 損害賠償
17-2	<u>17-2</u> 13-4 の規定により本契約が解約された場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、地方自治法第 238 条の 5 第 5 項の規定により、甲に対し、その補償を請求することができる。	<u>18-1 補償</u> 13-3 の規定により本契約が解約された場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、地方自治法第 238 条の 5 第 5 項の規定により、甲に対し、その補償を請求することができる。 ※以降条記号繰り下げ
新 18-2	なし	13-5 の規定により本契約が解約された場合において、乙に増加費用又は損害が生じたときは、乙は、甲に対し、乙に生じた合理的な増加費用又は損害（15 の規定により実施した原状回復の費用を含む。）の補償を請求することができる。
20-1	13-1 又は 13-2 の規定により、甲が本契約を解除したときは、乙は、甲に対し、4-1 に規定する月額貸付料の 1 年分に相当する金額を、甲が本契約を解除した日から 1 か月以内に違約金として支払わなけれ	13-1 又は 13-2 の規定（ <u>不可抗力により基本協定又は事業契約が解除等により終了したときを除く。</u> ）により、甲が本契約を解除したときは、乙は、甲に対し、4-1 に規定する月額貸付料の 1 年分に相当する

	ばならない。	金額を、甲が本契約を解除した日から1か月以内に違約金として支払わなければならない。
20-2	20-1の規定は、甲に実際に生じた損害の額が20-1に定める違約金の額を超える場合において、その超過分につき甲が損害賠償を請求することを妨げるものではない。	21-1の規定は、甲に実際に生じた損害の額が21-1に定める違約金の額を超える場合において、その超過分につき甲が損害賠償を請求することを妨げるものではない。
21-3	21-2の場合において、甲及び乙は、秘密情報の開示を受けた第三者に21-1と同等の守秘義務を負わせるとともに、当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。	22-2の場合において、甲及び乙は、秘密情報の開示を受けた第三者に22-1と同等の守秘義務を負わせるとともに、当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

○定期借地権設定契約に係る条件規定書（案）

箇所	修正前（平成27年10月23日公表）	修正後（平成27年11月19日公表）
14-2	次の各号に掲げる事由のいずれかが乙に存する場合においては、甲は、本契約を解除することができる。 (1) 基本協定又は事業契約が解除等により終了したとき	次の各号に掲げる事由のいずれかが存する場合においては、甲は、本契約を解除することができる。 (1) <u>甲の責めに帰すべき事由以外の事由により</u> 基本協定又は事業契約が解除等により終了したとき
新14-5	なし	乙は、甲の責めに帰すべき事由により基本協定又は事業契約が解除等により終了したときは、本契約を解除することができる。
16-1	乙は、存続期間の満了、14-1ないし14-3の規定による解除又は15-1の規定による解約により本契約が終了するときは、自己の費用をもって本件建物、民間提案用地に存する建物その他乙が民間提案用地に附属させた物（以下「本件建物等」という。）を収去及びこれらについ	乙は、存続期間の満了、14-1ないし14-3 <u>又は14-5</u> の規定による解除又は15-1の規定による解約により本契約が終了するときは、自己の費用をもって本件建物、民間提案用地に存する建物その他乙が民間提案用地に附属させた物（以下「本件建物等」という。）を収去及びこ

	<p>ての滅失登記を行い、存続期間の満了日（14-1 ないし 14-3 又は 15-1 の規定による場合にあつては甲の指定する期日又は甲乙が協議して定める期日）までに民間提案用地につき必要な埋戻し又は土壌汚染その他必要な検査を行い、原状に復して、更地で甲に返還しなければならない。（略）</p> <p>乙は、存続期間の満了、14-1 ないし 14-3 の規定による解除又は 15-1 の規定による解約により本契約が終了するときは、自己の費用をもって本件建物のうち乙の区分所有権の対象となっている部分（以下「本件区分所有部分」という。）を収去並びにこれらについての滅失登記及び本件建物についての区分所有権登記の乙から甲への移転登記を行い、存続期間の満了日（14-1 ないし 14-3 又は 15-1 の規定による場合にあつては甲の指定する期日又は甲乙が協議して定める期日）までに民間提案用地（本件建物の底地を除く。）につき必要な埋戻し又は土壌汚染その他必要な検査を行い、また、本件建物について賃借人の退去及び什器・備品等について必要な収去を行い、それぞれ原状に復して、甲に引き渡さなければならない。（略）</p>	<p>れらについての滅失登記を行い、存続期間の満了日（14-1 ないし 14-3 若しくは 14-5 又は 15-1 の規定による場合にあつては甲の指定する期日又は甲乙が協議して定める期日）までに民間提案用地につき必要な埋戻し又は土壌汚染その他必要な検査を行い、原状に復して、更地で甲に返還しなければならない。（略）</p> <p>乙は、存続期間の満了、14-1 ないし 14-3 <u>又は 14-5</u> の規定による解除又は 15-1 の規定による解約により本契約が終了するときは、自己の費用をもって本件建物のうち乙の区分所有権の対象となっている部分（以下「本件区分所有部分」という。）を収去並びにこれらについての滅失登記及び本件建物についての区分所有権登記の乙から甲への移転登記を行い、存続期間の満了日（14-1 ないし 14-3 <u>若しくは 14-5</u> 又は 15-1 の規定による場合にあつては甲の指定する期日又は甲乙が協議して定める期日）までに民間提案用地（本件建物の底地を除く。）につき必要な埋戻し又は土壌汚染その他必要な検査を行い、また、本件建物について賃借人の退去及び什器・備品等について必要な収去を行い、それぞれ原状に復して、甲に引き渡さなければならない。（略）</p>
16-3	<p>本契約が 14-1 ないし 14-3 の規定により解除される場合又は 15-1 の規定により解約される場合には、乙は、解除又は解約の合意時から速やかに【本件建物の取壊し及び本件建物の賃借人の退去等の民間提案用地の返還／（※合築の場合）本件区分所有部分の賃借人の退去及び什器・備品等について必要な収去等、本件建物の引渡】に必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。</p>	<p>本契約が 14-1 ないし 14-3 <u>若しくは 14-5</u> の規定により解除される場合又は 15-1 の規定により解約される場合には、乙は、解除又は解約の合意時から速やかに【本件建物の取壊し及び本件建物の賃借人の退去等の民間提案用地の返還／（※合築の場合）本件区分所有部分の賃借人の退去及び什器・備品等について必要な収去等、本件建物の引渡】に必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。</p>



16-7	(略) 甲は、乙との間で、本件区分所有部分に関して本契約終了時に無償譲渡(贈与)を受けることとし、存続期間の満了、14-1 ないし 14-3 の規定による解除又は 15-1 の規定による解約により本契約が終了するときは、本件区分所有部分の無償譲渡(贈与)を受けることができる。(略)	(略) 甲は、乙との間で、本件区分所有部分に関して本契約終了時に無償譲渡(贈与)を受けることとし、存続期間の満了、14-1 ないし 14-3 若しくは 14-5 の規定による解除又は 15-1 の規定による解約により本契約が終了するときは、本件区分所有部分の無償譲渡(贈与)を受けることができる。(略)
21	21 補償	21-1 補償
新 21-2	なし	14-5 の規定により本契約が解約された場合において、乙に増加費用又は損害が生じたときは、乙は、甲に対し、乙に生じた合理的な増加費用又は損害(16 の規定により実施した原状回復の費用を含む。)の補償を請求することができる。
24-1	14-1 又は 14-2 の規定により、甲が本契約を解除したときは、乙は、甲に対し、4 に規定する月額貸付料の 1 年分に相当する金額を、甲が本契約を解除した日から 1 か月以内に違約金として支払わなければならない。	14-1 又は 14-2 の規定(不可抗力により基本協定又は事業契約が解除等により終了したときを除く。)により、甲が本契約を解除したときは、乙は、甲に対し、4 に規定する月額貸付料の 1 年分に相当する金額を、甲が本契約を解除した日から 1 か月以内に違約金として支払わなければならない。
25-3	21-2 の場合において、甲及び乙は、秘密情報の開示を受けた第三者に 21-1 と同等の守秘義務を負わせるとともに、当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。	25-2 の場合において、甲及び乙は、秘密情報の開示を受けた第三者に 25-1 と同等の守秘義務を負わせるとともに、当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。